# 貨物自動車中継輸送事業の認定要件の概要

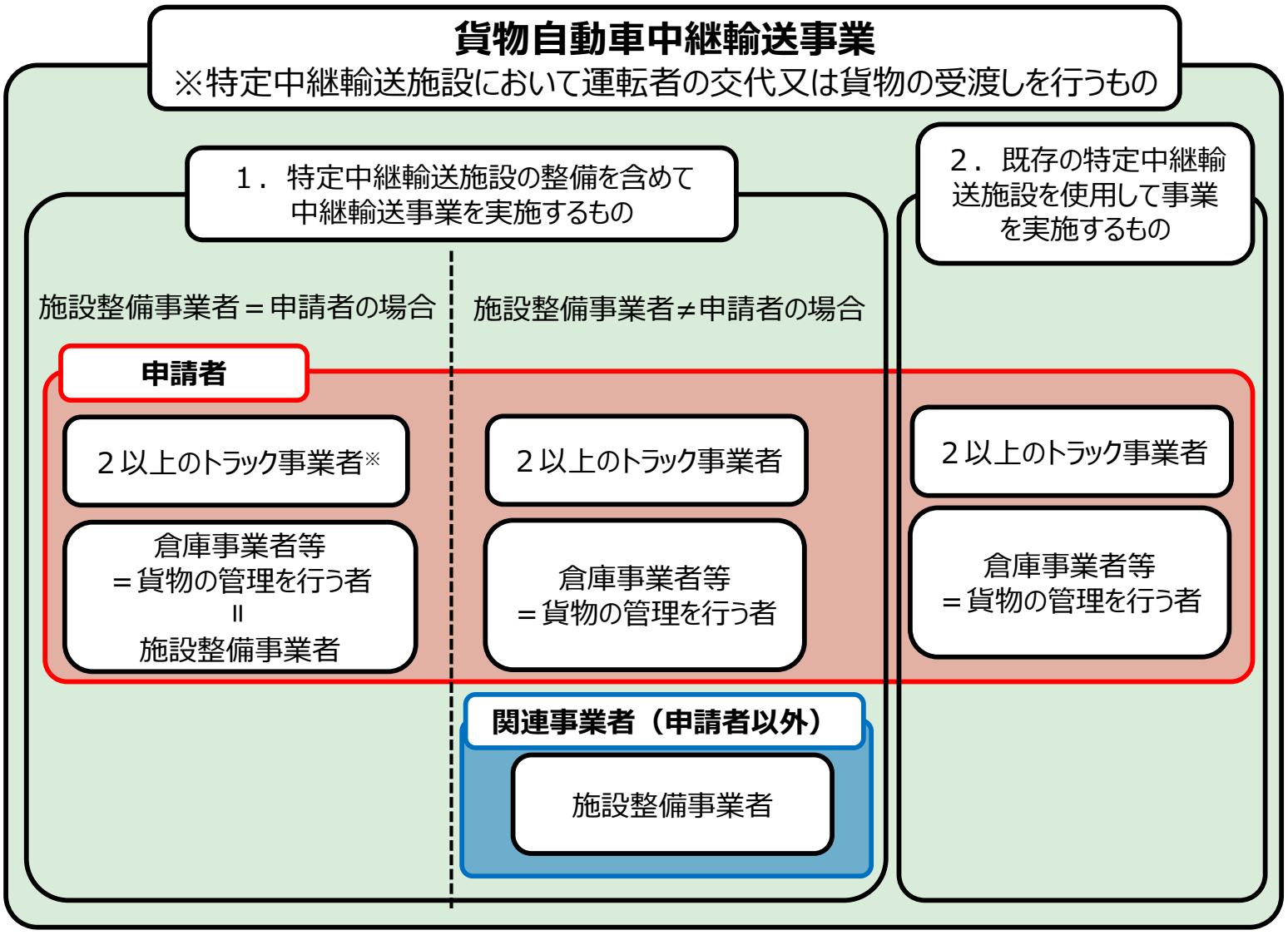
※黄色着色：税制特例の上乗せ要件

| | 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫<br>以外の特定貨物自動車中継輸送施設 | 冷蔵倉庫<br>貯蔵槽倉庫（サイロ） |
|---|---|---|
| 実施主体 | ２以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者<br>（P.10へ） | |
| 実施計画要件 | 現行の長距離輸送フロー(発地、着地、距離、１人のドライバーの運転時間、拘束時間等)と特定貨物自動車中継輸送施設を活用した長距離輸送フローの比較により、ドライバーの運転距離及び運転時間の短縮や積載率の向上が見込まれていること<br>（P.11へ） | |
| 立地要件 | 高速自動車国道等のＩＣの周辺５km以内に立地<br>（P.12へ） | |
| 規模要件 | 床面積※2,000㎡以上<br>※貨物自動車中継輸送事業に使用する荷さばき場及び保管スペース<br>（P.13へ） | 容積※４,000㎥以上<br>※貨物自動車中継輸送事業に使用する荷さばき場及び保管スペース<br>（P.13へ） |
| 構造要件 | 主要構造部である柱及びはりが、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（P.13へ） | |
| 設備要件 | 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の疲労を回復するための施設<br>（P.14へ） | |
| | 到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）<br>（P.15へ） | |
| | データ交換システム<br>（P.17へ） | |
| | 非常用データ保存システム<br>（P.16へ） | |
| | 貨物保管場所管理システム<br>（P.17へ） | |
| | 大型車対応荷さばき・転回場<br>（P.18へ） | |
| | 高規格バース<br>（P.19へ） | |
| | エレベーター又はランプウェイ構造（多階建に限る）<br>（P.20へ） | |
| 公共性の要件 | 中継輸送を実施しようとする一般貨物自動車運送事業者等の連携を促進させる措置を講じていること<br>（P.21へ） | |
| | 認定貨物自動車中継輸送事業者等以外の一般貨物自動車運送事業者等が中継輸送に活用できるように運営体制を構築していること<br>（P.22へ） | |
| 市町村の関与 | 特定貨物自動車中継輸送施設が立地する市町村の地域活性化等に資する内容を含む協定書等を市町村と締結していること<br>（P.23へ） | |
| 地域配送要件 | 特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域の物流の維持に資するものであること<br>（P.23へ） | |

※税制特例の適用を受ける場合は、別途、地方運輸局の証明を受ける必要があります。

# 実施主体

《実施主体の考え方》
２以上の一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第７条第１項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第21条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。）を必須としつつ、当該運送事業者に加えて、倉庫事業者、トラックターミナル事業者等の特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者も実施主体となり得る。
加えて、特定貨物自動車中継輸送施設の整備のみを行う事業者は実施主体とならないものの、関連事業者として計画に記載することが可能。




## 特定中継輸送施設の整備のみを行う事業

施設整備事業者

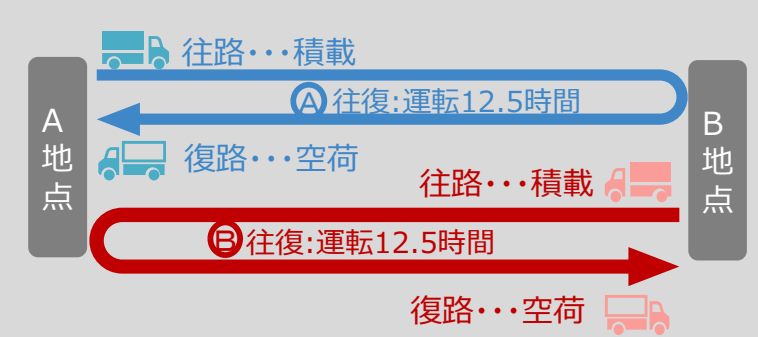
※特定貨物自動車中継輸送施設の整備のみを行う者であって、貨物自動車中継輸送事業の実施に係る保管、荷捌きやシステム等の管理を行わない者。

※トラック事業者：一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者

# 計画の目標値について

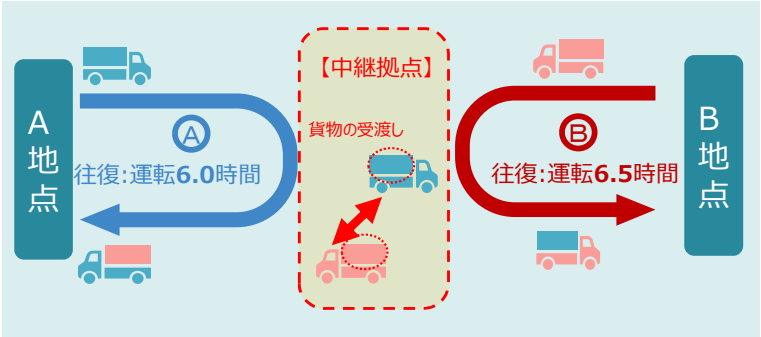
## ＜中継輸送の例＞

### 現行の輸送




✕
- **運転者の拘束時間が多大となり、負担に**
- **復路は空荷となり、空車回送分の輸送力のロスが発生**

### 計画の輸送




○
- **運転者の拘束時間が短縮され、負担軽減に**
- **帰り荷の安定的な確保により、運行効率が向上**

**＜走行距離及び運行時間の短縮の考え方＞**
現行の長距離フローと比較して、運転者１人当たりの１回の運送における貨物自動車の走行距離及び拘束時間を短縮させること

| | 運転者A | 運転者B |
|---|---|---|
| 走行距離 | 1,000km | 1000km |
| 拘束時間 | **16.0時間** | **16.0時間** |
| 運転時間 | 12.5時間 | 12.5時間 |
| 休憩・荷役時間等 | 3.5時間 | 3.5時間※ |

| | 運転者A | 運転者B |
|---|---|---|
| 走行距離 | 480km | 520km |
| 拘束時間 | **8.5時間** | **9.0時間** |
| 運転時間 | 6.0時間 | 6.5時間 |
| 休憩・荷役時間等 | 2.5時間 | 2.5時間 |

**＜運行効率向上の考え方＞**
現行の長距離フローと比較して、運転者１人当たりの１回の運送における貨物自動車の運行効率を向上させること

＜計算方法＞【運行効率＝①輸送トンキロ÷②能力トンキロ×100】
①輸送トンキロ＝輸送した貨物のトン数に、それぞれの貨物の輸送距離を乗じたもの
②能力トンキロ＝自動車が走ったとき常に最大積載量の貨物を輸送した場合のトンキロ（能力）を表したもの

| | A⇔B間の輸送ルート | a. 輸送トン数 | b. 貨物の輸送距離 | c. 輸送トンキロ（a×b） | d. 最大積載量 | e. 走行距離 | f. 能力トンキロ（d×e） | g. 運行効率（c/f×100） | 運行効率（合計）（cの合計/fの合計×100） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現行輸送 | A→B | 6トン | 500キロ | 3,000輸送トンキロ | 10トン | 500キロ | 5,000能力トンキロ | 60% | 30% |
| | B→A | 0トン | 0キロ | 0輸送トンキロ | 10トン | 500キロ | 5,000能力トンキロ | 0% | |
| 計画輸送 | A→中継拠点 | 6トン | 240キロ | 1,440輸送トンキロ | 10トン | 240キロ | 2,400能力トンキロ | 60% | 45% |
| | 中継拠点→A | 3トン | 240キロ | 720輸送トンキロ | 10トン | 240キロ | 2,400能力トンキロ | 30% | |

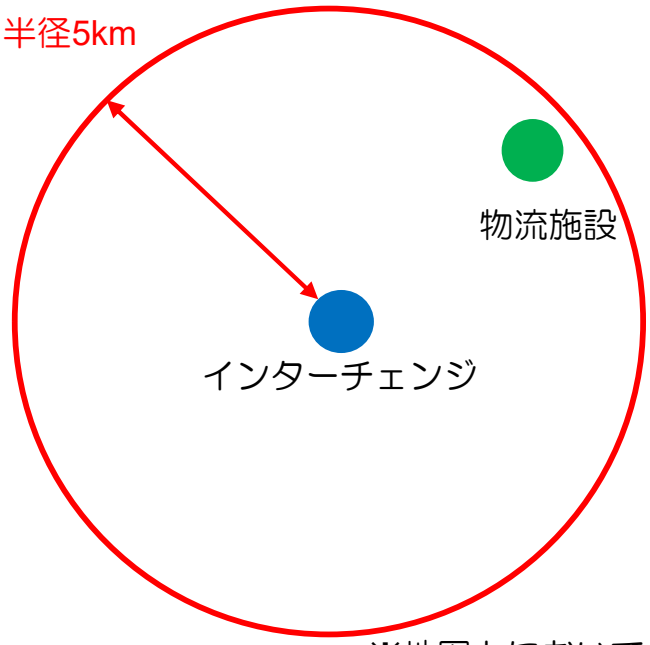
※往路と復路の運行効率をそれぞれ計算し、それらの合計をもって運行効率の向上を確認する。

# 立地要件

＜立地要件考え方＞
- 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第４条第１項に規定する「高速自動車国道」（供用の開始がないものを除く。）
- 高速自動車国道と接続されている道路法（昭和27年法律第180号）第48条の４に規定する「自動車専用道路」（供用の開始のないものを除く。）
- 高速自動車国道と接続されている高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項第２号に規定する「自動車専用道路と同等の規格及び機能を有する道路」（まだ供用の開始がないものを除く。）

のいずれかと、
- 道路法第３条第２号に規定する「一般国道」
- 道路法第３条第３号に規定する「都道府県道」
- 道路法第３条第４号に規定する「市町村道」

のいずれかとを連結させるためのインターチェンジから周辺５キロメートルの区域内に立地することを要件とする。




※地図上において、直線距離で５㎞以内であること

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4項1号 | 高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。以下この号において「高速自動車国道」という。）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項第二号に規定する自動車専用道路と同等の規格及び機能を有する道路（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）と道路法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）を連結させるための施設をいう。）の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。 |

# 規模要件

## 規模

＜規模要件の考え方＞

| | | |
|---|---|---|
| 床面積（容積）※ | 荷さばき | ㎡（　　㎥） |
| | 保管施設 | ㎡（　　㎥） |
| | その他の施設<br>（事務所　等） | ㎡（　　㎥） |
| | 合　計 | ㎡（　　㎥） |

荷さばき、保管施設 → 「規模要件の判断の基礎」に算入

その他の施設（事務所　等） → 「規模要件の判断の基礎」から除外

※貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、床面積及び容積を、貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（普通倉庫等）にあっては、床面積を記入すること。

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4項2号 | 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。次号において同じ。）及び冷蔵倉庫（倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。次号において同じ。）にあっては、特定貨物自動車中継輸送施設（第五号に規定する施設を除く。）について、その容積が四千立方メートル以上のものであること。 |
| | 第4条の4項3号 | 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の特定貨物自動車中継輸送施設にあっては、特定貨物自動車中継輸送施設（第五号に規定する施設を除く。）について、その床面積が二千平方メートル以上のものであること。 |

# 構造要件

## 構造

《構造要件の考え方》
建屋の主要構造部（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部）である柱及びはりの構造が、構造要件を満たしているか

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4項4号 | 特定貨物自動車中継輸送施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。 |

# 設備要件

## 運転者の疲労を回復するための施設

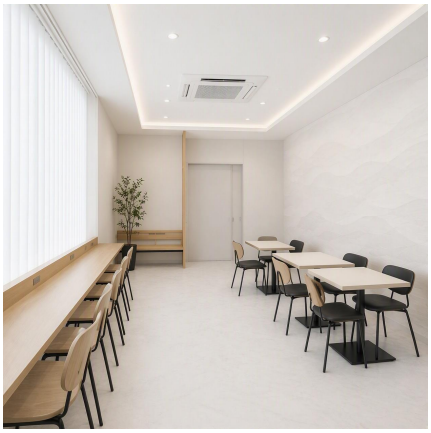
**《運転者の疲労を回復するための施設の概要》**
特定貨物自動車中継輸送施設における一時的な停車時間の間などにトラックドライバーが疲労を回復するための施設（疲労回復施設）

＜疲労回復施設の例＞
疲労回復施設は、トラックドライバーがいつでも利用可能である施設を想定しており、トラックドライバーが利用可能なシャワー室や休憩室などの施設となります。
また、休憩室においてはトラックドライバーが横になれるスペースの確保が必要です。

### 疲労回復施設のイメージ







※この画像は生成AIを用いて加工しております。

⚠ 疲労回復施設として、判断に困る場合はご相談ください

（関係法令等）

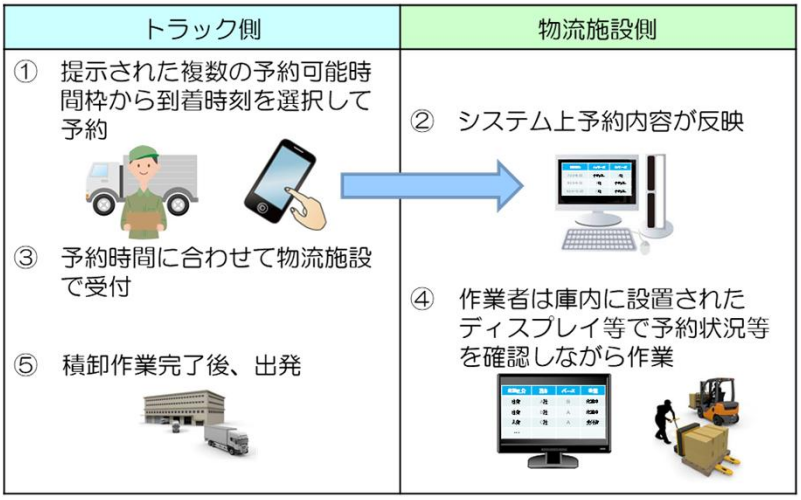
| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第5号 | 入浴設備を備えた待機所その他の運転者（法第二十九条の二第一号に規定する「運転者」をいう。）の疲労を回復するための施設を有するものであること |

# 設備要件

## 到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）

《到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）の概要》
特定貨物自動車中継輸送施設における貨物の搬入・搬出の状況及びトラック事業者等から提供された当該施設へのトラックの到着予定時刻を管理するシステム(トラック予約受付システム)に基づき、当該予定時刻に関する情報を表示する装置（モニター・タブレット）。

### トラック予約受付システムのイメージ




**導入のメリット**

【トラック事業者側】
- 物流施設の前での積卸の順番待ちが不要
  ⇒ トラックの稼働率上昇
  ⇒ ドライバー労働環境の改善

【物流施設側】
- トラックの到着時刻に合わせた庫内作業計画や人員配置の調整が可能
  ⇒ 倉庫内の作業効率改善
  ⇒ 良好な周辺環境確保

- 本要件を満たすためには、「トラック運転手等がトラックの特定貨物自動車中継輸送施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること」が必要です。
- 「電子的な方法」とは、ウェブサイトからの予約のほか、SNSやEメール等を利用して到着予定時刻を事前に予約するシステムが考えられます。

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第6号 | 到着時刻表示装置（特定貨物自動車中継輸送施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定貨物自動車中継輸送施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、国土交通大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること |
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第4条の4第6号の国土交通大臣の定める規準等（告示） | 第1条 | 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（略）第四条第の四第六号の国土交通大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定貨物自動車中継輸送施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。 |
| 審査基準 | - | • 特定貨物自動車中継輸送施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者から提供された当該特定貨物自動車中継輸送施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムであること<br>• トラック事業者又はトラック運転手等が、トラックの特定貨物自動車中継輸送施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること<br>• 到着予定時刻に係る情報について、到着時刻表示装置を通じて施設内に表示するシステムであること<br>• 到着予定時刻に係る情報を表示する装置については、映像面の最大径が38cm（15インチ目安）以上の表示器又は特定貨物自動車中継輸送施内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有すること<br>• 日常的に当該施設に出入りする主要なトラック事業者が利用するものであること |

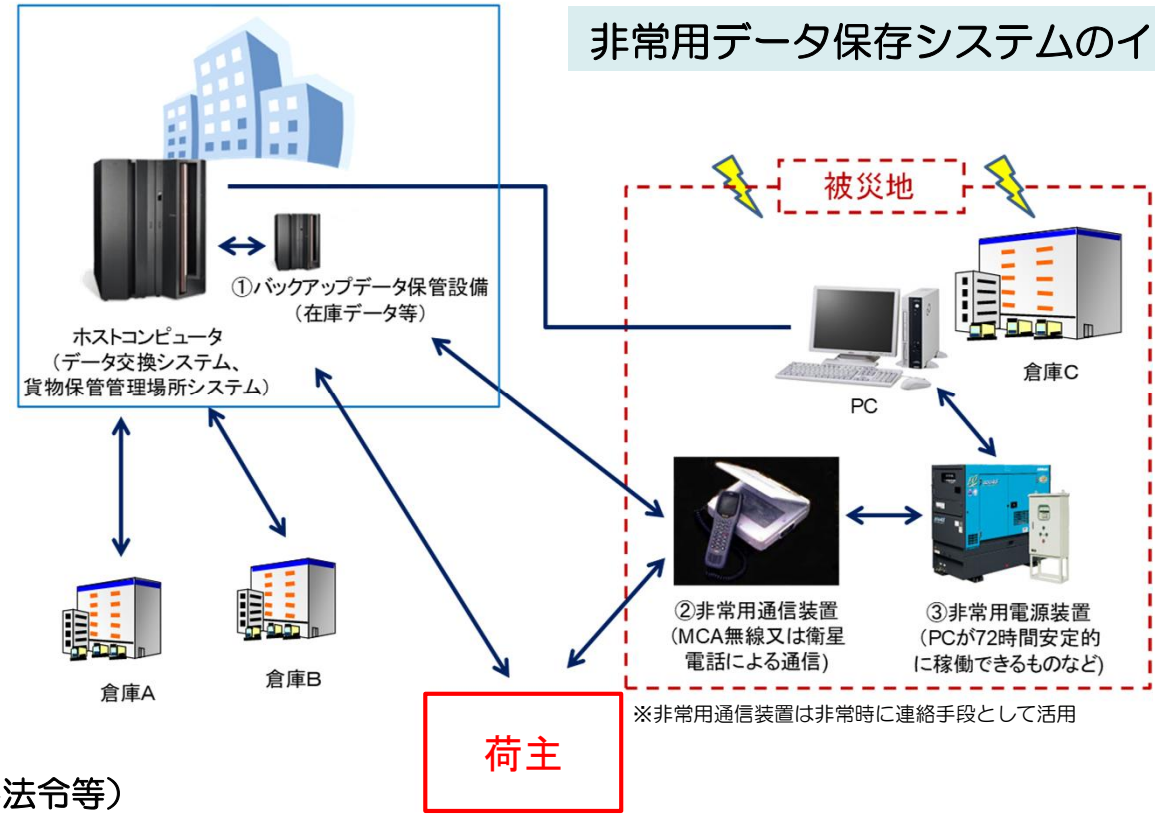
# 設備要件

## 非常用データ保存システム

《非常用データ保存システムの概要》

- 地震発生時に備え、特定貨物自動車中継輸送施設に保管されている貨物の情報データのバックアップ体制を構築するため、当該施設外にあるサーバに当該データを保存【非常用データ保存機能】。
- 非常時に中継輸送の早期再開を図るための応急措置として、被災した特定貨物自動車中継輸送施設と当該データの保存場所や荷主を結ぶ通信機能【非常用通信機能】及びその通信機能に必要となる電源【非常用電源機能】を確保。

非常用データ保存システムのイメージ




※非常用通信装置は非常時に連絡手段として活用

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第8号 | 非常用データ保存システム（特定貨物自動車中継輸送施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定貨物自動車中継輸送施設外の適当な場所において保存するシステムであって、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。 |
| 審査基準 | - | ・ 非常用データ保存機能<br>荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存できること<br>・ 非常用通信機能<br>非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能であること。<br>【具体例】衛星電話による通信システムやMCA無線システム等<br>・ 非常用電源機能<br>非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能であること。<br>【具体例】非常用発電機や蓄電システム等 |

# 設備要件

## データ交換システム

《データ交換システム(EDI：Electronic Data Interchange)の概要》
企業間における電子的なデータ交換の仕組み。商取引に必要な情報をあらかじめ決められた書式とし、ネットワークにより電子的に情報を送受信するシステム。

（関係法令等）

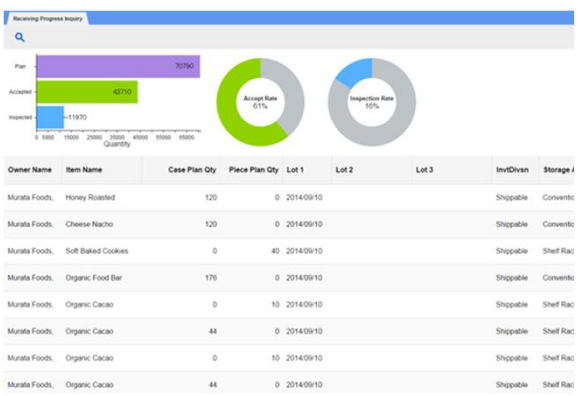
| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第7号 | データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること |
| 審査基準 | - | 荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能（施設事業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む））を有すること |

## 貨物保管場所管理システム

《貨物保管場所管理システム(WMS：Warehouse Management System)の概要》
倉庫や物流センターを効率的に運用していくための倉庫管理情報システムのこと。入出庫、ロケーション・在庫、ピッキング、流通加工、検品など、作業を効率的に進める上で必要になる情報を統合管理する情報システム。

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第9号 | 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。）を有するものであること |
| 審査基準 | - | 貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能（コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム）を有すること |







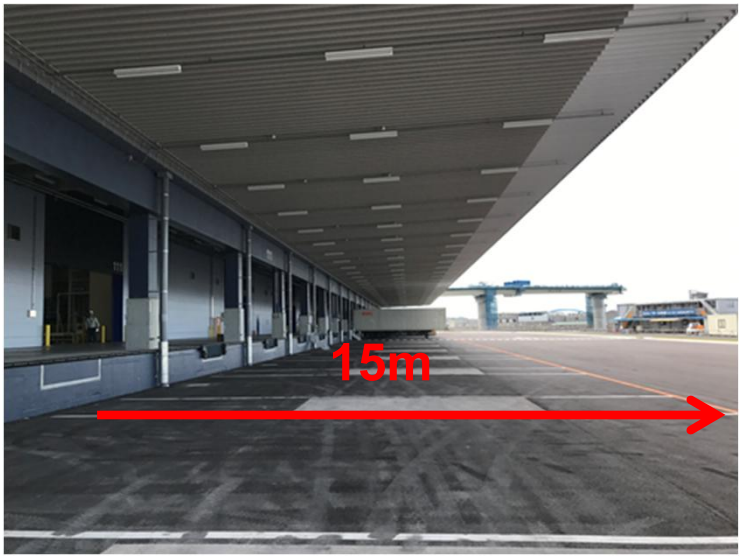
WMS（イメージ）

# 設備要件

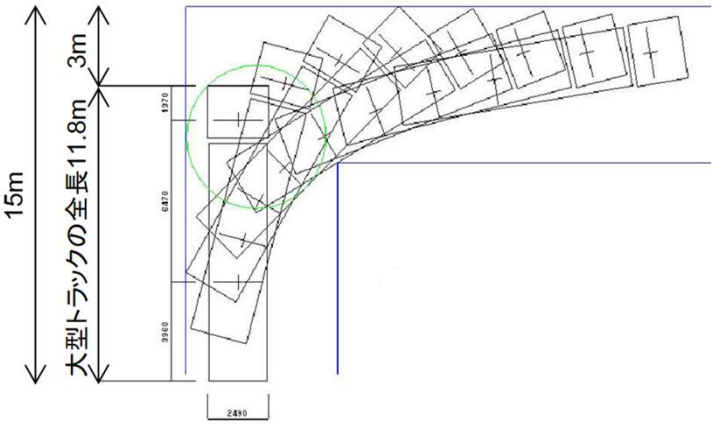
## 大型車対応荷さばき・転回場

《大型車対応荷さばき・転回場の概要》
特定貨物自動車中継輸送施設の構内におけるトラックの混雑を防ぐため、同施設の貨物搬出入場所の前面に、大型トラック（長さ11m程度）が転回可能なスペース（15m）を確保。

≪大型車対応荷さばき・転回場の例≫




（大型トラックの旋回軌跡図）




≪プラットフォームがある場合≫

プラットフォームの端から前方に15mの空地




≪低床倉庫の場合≫

貨物搬出入口から前方に15mの空地




（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第10号 | 大型車対応荷さばき・転回場（特定貨物自動車中継輸送施設に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること |
| 審査基準 | - | • 特定貨物自動車中継輸送施設の貨物の搬出入口における、建物と地盤面が接する線からの垂直線の長さが15m以上であること<br>• プラットフォーム又は貨物の搬出入場所に隣接していること<br>• トラック・トレーラー等の車両の通行を阻害する構造物・工作物等がないこと<br>• 一般の者が自由に立ち入ることができる場所（例：道路、公園等）ではないこと |

# 設備要件

## 高規格バース

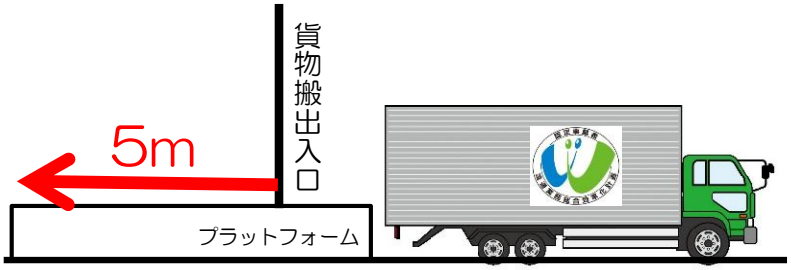
《高規格バースの概要》
荷役作業を無理なく行うため、施設のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で貨物搬出入場所を設けるとともに、当該場所から奥行き５ｍ以上の荷さばき用の空間を確保。

≪高規格バースの例≫



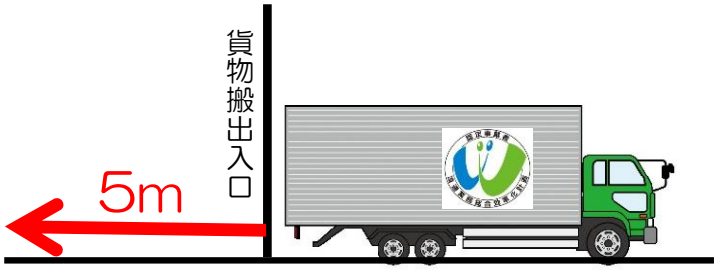

≪プラットフォームがある場合≫

貨物搬出入口から奥行き5mの空間




≪低床倉庫の場合≫

貨物搬出入口から奥行き5mの空間




（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第11号 | 高規格バース（特定貨物自動車中継輸送施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。）を有するものであること |
| 審査基準 | - | • 貨物の搬出入口から施設内に向けての垂直線の長さが5m以上であること<br>• 貨物の搬出入場所付近に設備・構造物がある場合、その配置が、フォークリフト等の荷役用機器の動きを阻害しないものであること |

# 設備要件

## エレベーター又はランプウェイ構造（多階層のみ）

《エレベーター又はランプウェイ構造の概要》
普通倉庫（２階建以上）については、
① エレベーター
② ランプウェイ構造
のいずれかの設備を設置。

・多階建のみの必須要件です
・ランプウェイ構造を有する施設では、物効法の認定上、エレベーターの設置は不要です。

（エレベーター）




基準：最大積載荷重２トン以上

（ランプウェイ構造）



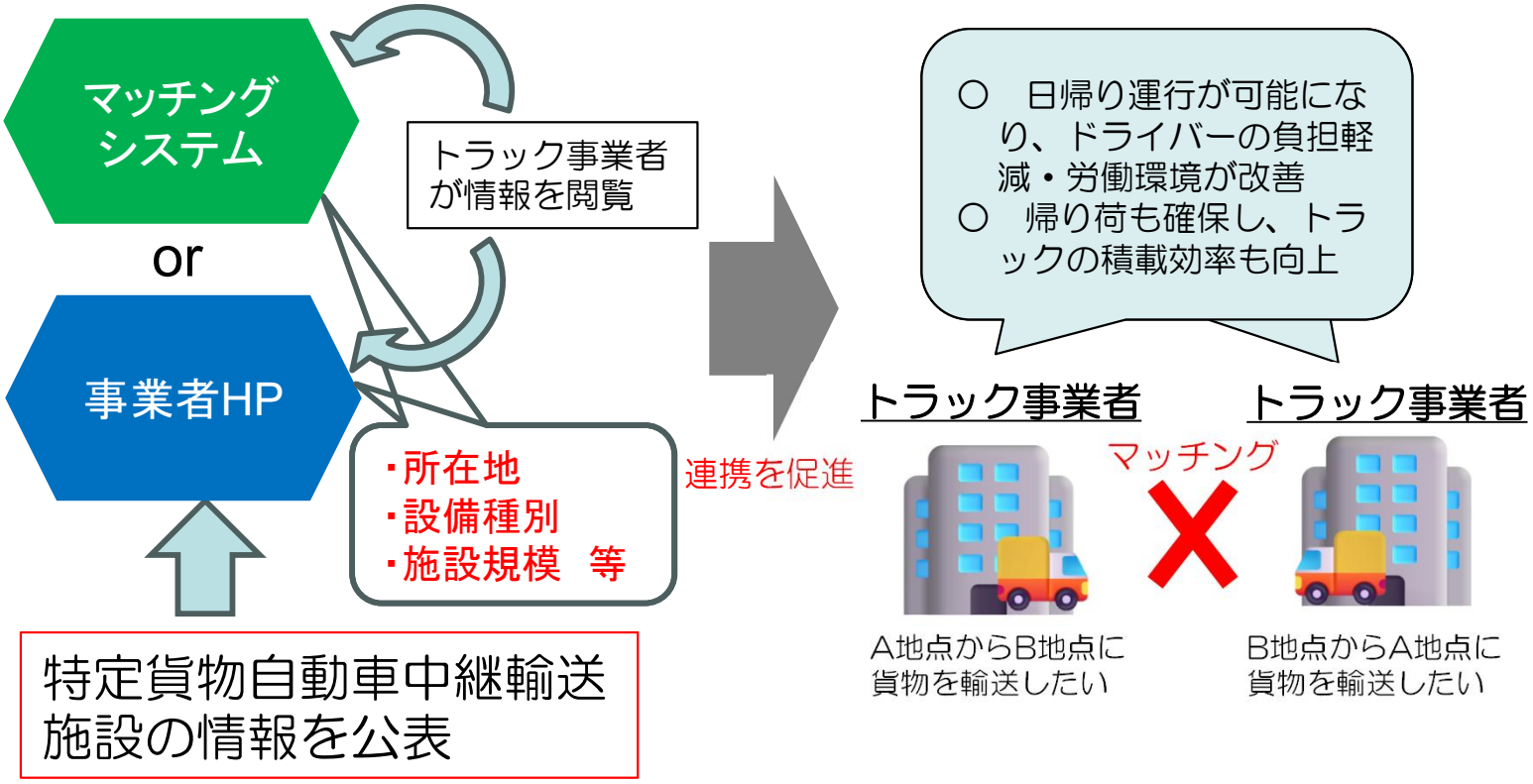

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則 | 第4条の4第12号 | 当該特定貨物自動車中継輸送施設の階数が二以上のもの（ランプウェイ構造を有するものを除く。）にあっては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること |

# 公共性の要件

＜貨物自動車運送事業者同士の連携を支援する仕組みの構築＞
中継輸送を実施しようとする一般貨物自動車運送事業者等の連携を促進させる措置を講じていること。
【例】
特定貨物自動車中継輸送施設に関する情報の公表や車両の手配を行うことにより、トラック事業者による中継輸送施設の利用を支援する　等

イメージ




## 留意事項

中継輸送の実施に当たっては、特定貨物自動車中継輸送施設において倉庫事業者等の貨物の管理を行う者との寄託契約等について、あらかじめ十分な調整を行うこと。

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 地方税法施行令 | 附則第11条第1項第2号 | 当該特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域における物資の流通の確保その他当該地域の振興に資するものであると認められること |

# 公共性の要件

＜公共性の要件の考え方＞
認定貨物自動車中継輸送事業者等以外の一般貨物自動車運送事業者等が中継輸送に活用できるように運営体制を構築していること

＜考え方＞
貨物自動車運送事業を実施する者以外の貨物自動車運送事業者が中継輸送を実施することが可能となるように特定貨物自動車中継輸送施設の保管スペース及び荷捌きスペースの一部を使用可能とする運営体制を構築していること

＜認定貨物自動車中継輸送事業者等＞



トラック事業者A　　トラック事業者B

＜認定事業者以外の者＞



トラック事業者C

スペースを提供

＜特定貨物自動車中継輸送施設＞

| 休憩施設 | 事務所 |
|---|---|
| 保管スペース | 認定事業者以外の者が中継輸送の実施に供する一時保管スペース |
| 荷捌きスペース | 認定事業者以外の者が中継輸送の実施に供する荷さばきスペース |

認定事業者以外の者が中継輸送に活用できるように運営体制を構築

## ⚠ 留意事項

認定事業者以外の者にスペースを提供するにあたっては、特定貨物自動車中継輸送施設において倉庫事業者等の貨物の管理を行う者との寄託契約等について、あらかじめ十分な調整を行うこと。

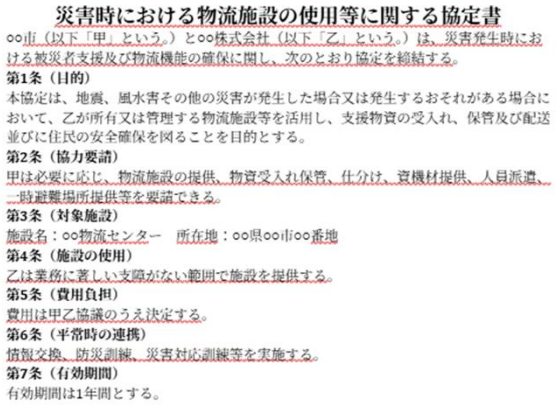
（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 地方税法施行令 | 附則第11条第1項第2号 | 当該特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域における物資の流通の確保その他当該地域の振興に資するものであると認められること |

# 市町村の関与

＜市町村の関与の考え方＞
特定貨物自動車中継輸送施設が立地する市町村の地域活性化等に資する内容を含む協定書等を市町村と締結していること

＜市町村との協定書の締結等＞
貨物自動車中継輸送施設が所在する市町村との協定書等の写しを提出。
協定書の締結内容の例として以下を想定。
（協定書の内容の例）
① まちづくりの方針や土地利用との調和の確保
② 産業振興・地域活性化との連携
③ 災害時等における施設の稼働の維持や活用　　等



災害時における物流施設の使用等に関する協定書

○○市（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における被災者支援及び物流機能の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）
本協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、乙が所有又は管理する物流施設等を活用し、支援物資の受入れ、保管及び配送並びに住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2条（協力要請）
甲は必要に応じ、物流施設の提供、物資受入れ保管、仕分け、資機材提供、人員派遣、一時避難場所提供等を要請できる。

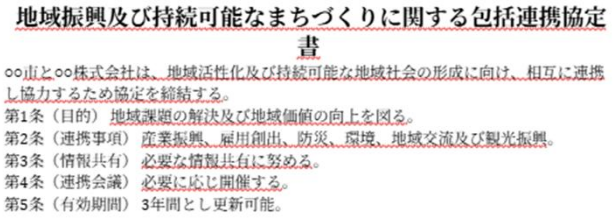
第3条（対象施設）
施設名：○○物流センター　所在地：○○県○○市○○番地

第4条（施設の使用）
乙は業務に著しい支障がない範囲で施設を提供する。

第5条（費用負担）
費用は甲乙協議のうえ決定する。

第6条（平常時の連携）
情報交換、防災訓練、災害対応訓練等を実施する。

第7条（有効期間）
有効期間は1年間とする。



地域振興及び持続可能なまちづくりに関する包括連携協定書

○○市と○○株式会社は、地域活性化及び持続可能な地域社会の形成に向け、相互に連携し協力するため協定を締結する。

第1条（目的）　地域課題の解決及び地域価値の向上を図る。
第2条（連携事項）　産業振興、雇用創出、防災、環境、地域交流及び観光振興。
第3条（情報共有）　必要な情報共有に努める。
第4条（連携会議）　必要に応じ開催する。
第5条（有効期間）　3年間とし更新可能。

# 地域内配送要件

＜地域内配送の考え方＞
特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域の物流の維持に資するものであること

＜記載事項＞
地域内の配送先：名称、住所
貨物自動車運送事業者：名称
地域内への配送予定貨物：名称
地域内からの配送予定貨物：名称

| 地域内の配送先 | | 事業者名 | 地域外から地域内への配送予定貨物 | | 地域内から地域外への配送予定貨物 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○支店 | ○○市○○ | ○○運輸 | 日用品 | 紙 | 生鮮食品 | 飲料水 |
| ○○営業所 | ○○市○○ | ○○運輸 | 精密機械 | 資材 | 雑誌 | 日用品 |

※地域内への配送は継続的に行われるものであること。

（関係法令等）

| 法令 | 条文 | 内容 |
|---|---|---|
| 地方税法施行令 | 附則第11条第1項第2号 | 当該特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域における物資の流通の確保その他当該地域の振興に資するものであると認められること |

# 申請書類の項目と作成方法（記入事例）

様式第１号

## 貨物自動車中継輸送実施計画認定申請書

年　月　日

国土交通大臣　又は　地方運輸局長　殿

（代表申請者）
所　在　地　東京都江東区有明〇丁目〇番〇号
名　　称　凸凹運輸株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　凸凹 太郎

（代表申請者）
所　在　地　大阪府大阪市北区〇丁目〇番〇号
名　　称　〇×運送株式会社
代表者氏名　代表取締役　〇×次郎

（共同申請者）
所　在　地　東京都中央区八重洲〇丁目〇番〇号
名　　称　〇〇倉庫株式会社
代表者氏名　代表取締役　△口三郎

物資の流通の効率化に関する法律第29条の６第１項の規定により、下記の貨物自動車中継輸送実施計画について認定を受けたいので申請します。

**《申請先について》**

- 申請先は貨物自動車中継輸送実施計画の実施区域（発着地）が一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される場合は、当該区域を管轄する地方運輸局長あてに提出
- 上記以外の場合は、国土交通大臣あてに提出

① 貨物自動車中継輸送実施計画を代表してとりまとめる者
**【代表申請者】**
② その他の連携する申請
**【共同申請者】**
に分けて記載してください。
（代表申請者は複数でも可）。

**《早期認定のためのお願い》**

- 認定申請書は、正式申請の前に地方運輸局及び関係行政機関（地方自治体開発許可部局、都道府県警、地方整備局）と十分に調整をしてください。
- 添付書類として必要な書類については、正式申請前に、必ず地方運輸局に確認してください。
- ご不明な点がありましたら、お早めに地方運輸局にご相談ください。

当該計画に関係する営業所を記載してください。

## 1．貨物自動車中継輸送事業を実施する者の概要

会社の代表者名を記載してください。

### （1）貨物自動車中継輸送事業を実施する者（特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者を含む）

| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
|---|---|---|---|---|
| 凸凹運輸株式会社<br>（法人番号：　　） | 東京都江東区有明○丁目○番○号 | 凸凹太郎 | 5,000万円 | 150人 |

| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 江東営業所 | 東京都江東区市○丁目○番○号 | 00－0000-0000 |

| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
|---|---|---|---|---|
| ○×運送株式会社<br>（法人番号：　　） | 大阪府大阪市北区○丁目○番○号 | ○×次郎 | 5億円 | 300人 |

| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市○丁目○番○号 | 00－0000-0000 |

| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
|---|---|---|---|---|
| ○○倉庫株式会社<br>（法人番号：　　） | 東京都中央区八重洲○丁目○番○号 | △口三郎 | 10億円 | 300人 |

| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 静岡倉庫 | 静岡県県静岡市○丁目○番○号 | 00－0000-0000 |

### （2）特定貨物自動車中継輸送施設を整備する者（整備のみ）

貨物自動車中継輸送事業の実施者以外の特定貨物自動車中継輸送施設を整備する者を記載してください。

| 事業者名 | | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
|---|---|---|---|---|
| ××株式会社<br>（法人番号：　　） | 東京都練馬区北町○丁目○番○号 | ××四郎 | 10億円 | 500人 |

| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| ××営業所 | ○○県○○市○丁目○番○号 | 00－0000-0000 |

### （3）その他

荷主や自治体等、中継輸送実施者以外の参画者を記載してください。

| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
|---|---|---|---|---|
| ○○製菓<br>（法人番号：　　） | 東京都台東区浅草○丁目○番○号 | △△五郎 | 5億円 | 100人 |

| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| ××営業所 | ○○県○○市○丁目○番○号 | 00－0000-0000 |

何を目標とする計画なのかを具体的に記載してください。

## ２．貨物自動車中継輸送事業の目標

現在、東京都の江東営業所から大阪府の大阪営業所まで約 500km の輸送を行っており、拘束時間が８時間かかるとともに、復路については空車での輸送となっている。

今般、〇〇倉庫株式会社が管理する静岡県に立地する静岡倉庫を中継輸送拠点として、〇×運送株式会社と協同して中継輸送を実施することにより、１運行当たりのトラック輸送の走行距離を 500km から 250km に短縮し、拘束時間を８時間から４時間に短縮することを目標とする。

また、中継輸送施設を活用して復路貨物の確保を図ることにより、空車走行を削減し、運行効率の向上を目指す。具体的には、計画前と比較して、運行効率を１年目に〇%、５年目に△%向上させることを目標とする。

貨物自動車中継輸送実施計画における
・走行距離及び拘束時間の短縮目標
・運行効率向上の目標
の数値目標を記載してください。

## ３．貨物自動車中継輸送事業の内容

（１）取扱品目

菓子原材料、日用品

（２）事業の内容

輸送経路が複数ある場合は、それぞれ具体的に記載してください。

ⅰ）現行

東京都の江東営業所で積み込んだ貨物について、同一の貨物自動車及び同一の運転者により大阪府の大阪営業所まで一貫して輸送を行っている。

このため、運転者の長時間運転及び長時間拘束が発生しているほか、復路において空車又は低積載で運行する場合があり、輸送効率の向上が課題となっている。

ⅱ）計画

東京都の江東営業所と大阪府の大阪営業所の中間地点に位置する中継輸送施設を活用して中継輸送を実施する。

具体的には、

・東京営業所から中継輸送施設までの貨物輸送を凸凹運輸株式会社が輸送する。
・中継輸送施設において貨物の積替え作業を実施する。
・積替え後の貨物を、〇×運送株式会社が大阪営業所まで輸送する。
・復路についても同様に中継輸送施設で貨物を積替え、それぞれの事業者が担当区域内の輸送を行う。

また、中継輸送施設において、

・フォークリフト等を活用した効率的な積替え作業
・荷待ち時間を短縮するための予約システムの活用による円滑化
・貨物情報の管理に係るシステムの導入による効率化
・積載率向上のための共同輸送貨物との混載調整

を行う。

これにより、運転者１人当たりの走行距離及び拘束時間の短縮を図るとともに、運行効率を向上させ、持続可能な輸送体制を構築する。

※　トラックターミナル事業を実施する場合にあっては、トラックターミナルの位置、規模及び構造（6. で記載する場合を除く。）を記載すること。

- 「現行」と「計画」を比較して、その違いが明確となるよう具体的な計画を記載してください。
- 「走行距離の短縮」「拘束時間の短縮」「運行効率の向上」を達成するための取組や各要件を満たすための計画を具体的に記載してください。

独占禁止法に抵触しない旨を確認し、チェック（✓）してください。

（チェック欄）

| | |
|---|---|
| 貨物自動車中継輸送事業の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容※は含みません。 | ✓ |

※　競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持又は引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うこと等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として独占禁止法に違反することになる（貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針（令和８年国土交通省告示第1290号）第三の５）。

（３）一般貨物自動車運送事業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

事業者名：凸凹運輸株式会社

| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
|---|---|---|---|
| 一般貨物自動車運送事業 | あり | あり | あり |
| 特定貨物自動車運送事業 | なし | なし | なし |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | なし |
| 倉庫業 | なし | なし | なし |

事業者名：○×運送株式会社

| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
|---|---|---|---|
| 一般貨物自動車運送事業 | あり | あり | あり |
| 特定貨物自動車運送事業 | なし | なし | なし |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | なし |
| 倉庫業 | なし | なし | なし |

事業者名：○○倉庫株式会社

| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
|---|---|---|---|
| 一般貨物自動車運送事業 | なし | なし | なし |
| 特定貨物自動車運送事業 | なし | なし | なし |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | なし |
| 倉庫業 | あり | あり | あり |

※一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可等については、別途事業法に基づき申請中（令和○○年○月○日付申請）

各業法の手続きを別途行っている場合に記載して下さい。

４．貨物自動車中継輸送事業の実施時期

| | 年　月 | 備考 |
|---|---|---|
| 業務処理実施スケジュール（試行、本格稼動） | 試　行 令和○○年○○月<br>本格稼動 令和○○年○○月 | 本格稼動後、少なくとも５年間は事業実施予定 |

５．貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

| 項　目 | 自己資金 | | | 補助金 | 公的機関からの借入れ | | 民間機関からの借入れ | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 凸凹運輸株式会社 | ○×運送株式会社 | ○○倉庫株式会社 | | 日本政策金融金庫 | ○○市 | | |
| 土　地 | 0 | 0 | 100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100,000 |
| 建　物 | 0 | 0 | 480,000 | 0 | 720,000 | 0 | 0 | 1,200,000 |
| 設　備 | 0 | 0 | 245,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | 255,000 |
| 運転資金 | 50,000 | 50,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50,000 | 100,000 |
| 計 | 0 | 0 | 825,000 | 0 | 720,000 | 10,000 | 50,000 | 1,655,000 |

借入れの見込みがあるものを記入してください。

税制特例（地方税）を受ける上での要件は、上乗せの要件があるので、注意してください。

## 6．特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項

### （1）特定貨物自動車中継輸送施設の内容（設備の仕様については別添参照）

立地要件

規模要件

設備要件

| | | |
|---|---|---|
| 名　称 | | ○○倉庫例　静岡倉庫 |
| 区　分 | | 倉庫業の用に供する倉庫（令第２条第２号） |
| 管理主体 | | ○○倉庫株式会社 |
| 所有者 | | ○○倉庫株式会社 |
| 所在地 | | 静岡県県静岡市○丁目○番○号 |
| 敷地面積 | | ２０，０００㎡ |
| 高速道路のＩＣ等との位置関係 | | ○○ＩＣから３．０km |
| 床面積（容積）※ | 荷さばき | １，０００㎡㎡（　　㎡） |
| | 保管施設 | ６，０００㎡㎡（　　㎡） |
| | その他の施設 | ３，０００㎡㎡ |
| | 合　計 | １０，０００㎡㎡ |
| 主要構造部（柱・はり）の構造 | | 鉄筋コンクリート造 |
| 付設する休憩設備及び効率化設備等の内容 | | シャワー室、トラック予約受付システム、貨物保管場所管理システム、データ交換システム、非常用データ保存システム、 |
| 免震・制震構造の有無（営業倉庫） | | 有（免震構造） |

※　貯蔵荷倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、床面積及び容積を、貯蔵荷倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（普通倉庫）にあっては、床面積を記入すること。

### （2）貨物自動車運送事業の営業所、自動車車庫

トラック運送事業の営業所等を設置する場合は、記入してください。

| | |
|---|---|
| 事業者名 | |
| 本社所在地 | |
| 代表者名 | |
| 営業所等の名称 | |
| 営業所等の位置（土地・建物の所有者名） | |
| 営業所等に配置する事業用自動車の数 | |
| 自動車車庫の位置（土地・建物の所有者名） | |
| 自動車車庫の収容能力 | |
| 営業所等において行う業務内容 | |

**【営業所等を設置する場合の要件】**

- 特定貨物自動車中継輸送施設の同一敷地内に営業所等を設置する計画であること
- 特定貨物自動車中継輸送施設の所有者が営業所等の土地・建物を所有する計画であること（貨物自動車運送事業者は営業所等を借り受けることにより事業を行う）
- 営業所等の物流効率化法の認定申請の内容と、当該営業所等を使用する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可の事業計画が一致した計画であること
- 営業所等は、主に当該特定貨物自動車中継輸送施設の貨物の取扱いを行う事を目的として設置する計画であること

### （3）特定貨物自動車中継輸送施設の整備スケジュール

| | 年　月 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 整備スケジュール | 基本設計 | 令和○○年○○月 | 売買契約締結済 |
| | 実施設計 | 令和○○年○○月 | |
| | 土地取得 | 令和○○年○○月 | |
| | 建築確認 | 令和○○年○○月 | |
| | 請負事業者決定 | 令和○○年○○月 | |
| | 着工 | 令和○○年○○月 | |
| | 竣工 | 令和○○年○○月 | |

| | | |
|---|---|---|
| 土地利用・建設規制に係る許認可スケジュール | 農振法区域変更（農振除外<br>申請　令和○○年○○月<br>許可　令和○○年○○月<br>農振法農地転用許可申請<br>申請　令和○○年○○月<br>許可　令和○○年○○月<br>都市計画法開発行為許可申請<br>申請　令和○○年○○月<br>許可　令和○○年○○月 | 貨物自動車中継輸送実施計画の認定があり次第申請 |

建設予定地が農地の場合、農振法区域の変更（農振除外）、農地転用の許可が必要となる場合があります。

市街化調整区域に施設整備を想定している場合、その後の事務手続きを円滑に進めていく上からも、貨物自動車中継輸送実施計画の申請準備と並行して、開発許可に係る当該自治体との事前の十分な調整が必要となります。

7．貨物自動車中継輸送事業を実施する区域

| | |
|---|---|
| 特定貨物自動車中継輸送施設を設置する都道府県 | 静岡県 |
| 輸送の発地となっている都道府県 | 東京都 |
| 輸送の着地となっている都道府県 | 大阪府 |

8．認定により適用を希望する支援措置

①特定貨物自動車中継輸送施設に係る税制特例（固定資産税）

②倉庫業法の変更登録

③市街化調整区域における開発許可についての配慮

事業法上の手続きを行うため、各事業法に定められた書類を添付することが必要です。

9．その他基本方針に適合する事項

※　税制特例措置の適用を受けようとする場合は、市町村との協定書等の名称を記載

中継輸送施設において、トラック予約受付システムや倉庫管理システム（WMS）を導入し、運送事業者間で到着予定時刻や貨物情報を共有することで、荷待ち時間及び積替え時間の短縮を図る。

また、災害時における特定貨物自動車中継輸送施設の活用に係る「○○防災協定」を静岡市と締結している。

情報処理システム及び先進的技術の活用、物流機器等の統一、市町村との協定の締結等、基本方針に適合する事項を記入してください。

10．備考（倉庫業の変更登録に係る事項）

① 変更に係る倉庫の名称及び位置

6．特定貨物自動車中継輸送施設の概要参照

② 変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置

静岡倉庫

〒000-0000　静岡県県静岡市○丁目○番○号

③ 変更しようとする事項

倉庫の新設

④ 変更予定期日

貨物自動車中継輸送実施計画の認定があり次第

【別添】

○休憩設備の概要
・ドライバー休憩室：２室（延床面積約 80 ㎡）
・シャワー室：男女別各２室
・洗面設備及び更衣室：男女別に設置
・自動販売機及び給湯設備を設置
・24 時間利用可能
・中継輸送時の待機及び休憩に利用

○物流設備・機器
・入出荷バース：30 バース（１階）
・空調設備：１階仕分室、２階荷さばき室　内部陽圧空調設備
・温度管理：集中温度管理システム
・垂直搬送機：１階⇔２階⇔３階１基、２階⇔３階１基
・貨物用 EV：１基

○情報設備

| TC 部分 | DC 部分 |
|---|---|
| ・コンベヤ入庫ライン　４台<br>・バーチカルコンベヤ　４台<br>・ジェットサーフィンソータ<br>・シュートライン<br>・ハンディターミナル　60 台<br>・高さ判別センサー | ・パレット自動ラック倉庫<br>保管能力<br>入出荷能力<br>・移動ラック倉庫<br>移動棚<br>固定棚<br>・無人フォークリフト　２台 |

○情報システム
・基幹 OA システム　A社製
・物流サーバー　A社製
・無線 LAN　アクセスポイント 10 か所（１階　５か所、２階４か所）
・物流端末 15 台、ページプリンター10 台、ラベル発行機 12 台
・ハンディターミナル　１階 40 台、２階 10 台、３階 10 台
・到着時刻表示装置（38cm）２台

○その他
・TC センター管理システム　C社製
（入庫検品・仕分システム、SAS 管理システム、誤配防止システム）
・DC 倉庫管理システム　C社製
（入出庫在庫管理システム、自動倉庫管理システム）
・無線 LAN システム
・デジタル運行管理システム
・ナンバープレート解析 AI カメラ　　等

以　上

《注意事項》

（１）認定を受けた計画に変更が生じた場合の手続（計画変更認定）

- 認定を受けた計画に変更が生じた場合は、法第29条の７第１項の規定に基づき、「変更認定」を受けなければなりません。
- 「変更認定」に当たっては、その変更の内容について、国土交通省関係物流効率化法施行規則第４条の５第１項に掲げる事項を記載した「貨物自動車中継輸送実施計画変更認定申請書」を作成し、必要な添付書類を添えて当該変更認定申請書をその特定貨物自動車中継輸送施設の所在地を管轄する地方運輸局に提出してください。
- なお、実施区域が変更となる場合は、申請書のあて先が変更となる場合があるのでご留意ください。（P24参照）

（２）認定を受けた計画が基準に適合しなくなった場合（認定取消）

- 国土交通大臣又は地方運輸局長は、法第29条の７第２項の認定貨物自動車中継輸送実施計画の実施に遅延があると認められる場合には、認定貨物自動車中継輸送事業者等に対し、当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定貨物自動車中継輸送実施計画の変更の指導を行います。
- 国土交通大臣又は地方運輸局長は、認定貨物自動車中継輸送事業者等が認定貨物自動車中継輸送実施計画に従って事業を実施していないと認められる場合又は認定貨物自動車中継輸送実施計画が法令若しくは認定基準を満たさなくなったと認められる場合は、当該認定を取り消すことができます。

# 認定申請に必要な添付書類等

貨物自動車中継輸送実施計画申請に当たっては、以下の書類の提出が必要となります。ご不明な点がありましたら、地方運輸局にご相談ください。

＜認定申請書類＞
① 認定申請書
② 特定貨物自動車中継輸送施設の平面図、立面図及び断面図
③ 高速自動車国道のインターチェンジ等との位置関係を明らかにする図面
④ 特定貨物自動車中継輸送施設が有する設備の能力を示す書類
（導入する設備が要件を満たすことを説明するための仕様書・パンフレット等）

＜既存の法人が申請する場合＞
① 定款又は寄附行為
② 登記事項証明書
③ 最近の事業年度における財産目録*
④ 貸借対照表
⑤ 損益計算書

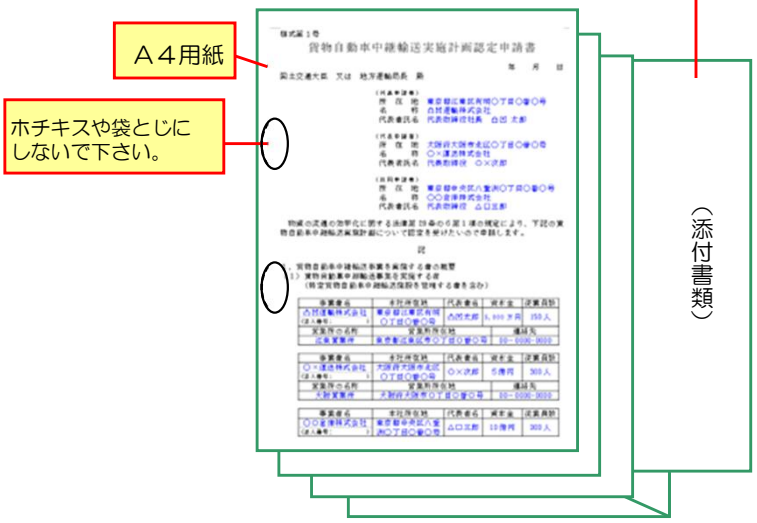
* 様式・記載内容等につきましては、地方運輸局にご相談ください。

＜新たに法人を設立して申請する場合＞
① 定款又は寄附行為の謄本
② 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

＜個人が申請する場合＞
① 戸籍抄本
② 資産調書

原則として、「代表申請者」及び「施設整備者」のみ申請書に添付してください。
※「共同申請者」については、申請書の内容に疑義が生じた場合に、提出を求めることがあります。

図面等もＡ４版に折り込んで下さい。




提出部数：紙で提出する場合は正副各１部が必要です。
※作成書類は、Ａ４縦、横書き、左綴じとし、図面に関しても、Ａ４版に折込んでいただくとともに、袋綴じやホチキス留めにしないようお願いいたします。

## 《注意事項》関係行政機関からの追加資料の提出要請について

- 地方運輸局への正式申請後、地方運輸局は、都道府県知事、都道府県警察、地方整備局に対して意見聴取を行いますが、その際に、上記のほかに追加資料の提出を求められる場合があります。
- 早期認定を行うため、地方運輸局への正式申請の前に、地方運輸局及び関係行政機関と申請書の内容及び添付書類について、十分に調整を行ってください。
- 地方運輸局からの照会を受け、関係行政機関では、地域の実情を踏まえた審査を行うため、必要とする資料は各機関でそれぞれ異なります。
- 追加資料は以下のものが想定れます。

【参考】
① 物流施設周辺、主要道路となる道路の状況
② １日の発生集中交通量（平日・休日・時間毎）
③ 特定貨物自動車中継輸送施設の発生集中交通量（特定流通業務施設の利用台数）
④ 特定貨物自動車中継輸送施設と高速自動車国道のインターチェンジ等との主要経路図
⑤ 現状敷地の写真　等

# 6. 認定申請に当たってのお問い合わせ先

| 運輸局名 | 担当課名 | 電話番号 | 管轄 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 011-290-2726 | 北海道 | 〒060-0042<br>札幌市中央区北２条西19 - 8<br>札幌第４合同庁舎東館 |
| 東北<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 022-791-7508 | 宮城,福島,岩手,<br>青森,山形,秋田 | 〒983-8537<br>仙台市宮城野区鉄砲町1<br>仙台第4合同庁舎 |
| 北陸信越<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 025-285-9152 | 新潟,長野,富山,<br>石川 | 〒950-8537<br>新潟市中央区美咲町1-2-1<br>新潟美咲合同庁舎2号館 |
| 関東<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 045-211-7210 | 東京,神奈川,埼玉,<br>群馬,千葉,茨城,<br>栃木,山梨 | 〒231-8433<br>横浜市中区北仲通5-57<br>横浜第2合同庁舎 |
| 中部<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 052-952-8007 | 愛知,三重,静岡,<br>岐阜,福井 | 〒460-8528<br>名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館 |
| 近畿<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 06-6949-6410 | 大阪,京都,奈良,<br>滋賀,和歌山 | 〒540-8558<br>大阪市中央区大手前4-1-76<br>大阪合同庁舎第4号館 |
| 神戸<br>運輸監理部 | 総務企画部<br>物流施設対策官 | 078-321-3145 | 兵庫 | 〒650-0042<br>神戸市中央区波止場町1-1<br>神戸第2地方合同庁舎 |
| 中国<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 082-228-3496 | 広島,鳥取,島根,<br>岡山,山口 | 〒730-8544<br>広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎4号館 |
| 四国<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 087-802-6726 | 香川,徳島,愛媛,<br>高知 | 〒730-0019<br>香川県高松市ｻﾝﾎﾟｰﾄ3番33号<br>高松サンポート合同庁舎南館 |
| 九州<br>運輸局 | 交通政策部<br>環境・物流課 | 092-472-3154 | 福岡,長崎,大分,<br>佐賀,熊本,宮崎,<br>鹿児島 | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎新館 |
| 沖縄<br>総合事務局 | 運輸部<br>総務運航課 | 098-866-1836 | 沖縄 | 〒900-0006<br>那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館 |